

# 市町村合併にともなって 条例・規約が変更され すでに承認されたものの報告

## 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

出水市の配置分合にともなって鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同規約の変更を行うもので、全会一致で承認されました。

その他報告第 2 号～報告第 15 号までも専決処分され、その報告についても全会一致で承認されました。

## 公の施設の指定管理者の指定をする条例

※ 国の法律制度にともなって市で管理している施設について（学校・庁舎等除く）は指定管理者を置くように決まりそのための条例です。民間団体や団体そして直接市で管理する事を含めて条例化するものです。公の施設は管理費がかかり経営的には赤字になり大部分は市の直営になる予定である。

## 議案第 55 号 曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の制定について

各議員から、利益だけを追求する民間委託するとなると住民サービスの切捨てになる恐れがある。当局は指定管理者を提案する場合は十分検討すべきであると意見が出され条例には全会一致で可決されました。

議案第 56 号～議案第 88 号まで全会一致で可決されました。